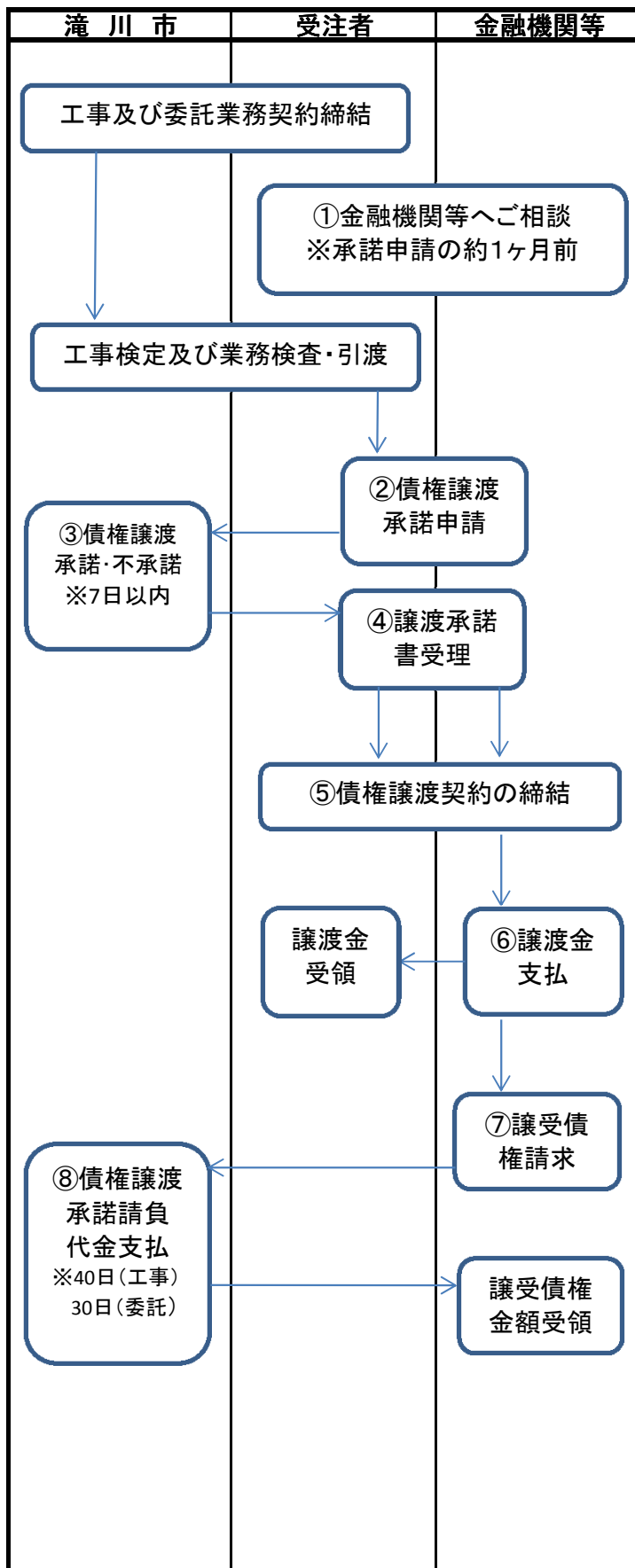


滝川市発注の建設工事等に係る完成工事等未収入金債権譲渡の承諾に関する事務フロー



- ① 受注者が金融機関等へ債権譲渡の申込み相談(承諾申請の約1ヶ月前)
- ② 受注者は、金融機関等と連名で「債権譲渡承諾依頼書」1通を発注者に提出
- ③ 滝川市は審査のうえ、承諾依頼書を受理した日から7日以内に「債権譲渡承諾書」2通を受注者に交付(1通は金融機関等分)
- ④ 承諾書を受理した建設事業者は、2通のうち1通を金融機関等へ提出
- ⑤ 受注者と金融機関等が債権譲渡契約を締結
- ⑥ 金融機関等は速やかに、建設業者へ代金を支払う
- ⑦ 金融機関等から滝川市へ請求書を提出
- ⑧ 滝川市は請求書を受理した日から40日以内(工事の場合。委託業務については30日以内)に債権金額を支払う